

# 第49回衆議院議員総選挙における在外投票の実施について

第49回衆議院議員総選挙の在外投票が以下のとおり行われる予定です。

当国では、新型コロナウイルス感染症対策により、ベネズエラ政府が隔離と緩和を週毎に繰り返す7+7政策を実施しており、選挙期間は隔離週となることが予想されます。隔離週の状況によっては、10月20日（水）から当館で予定されている在外公館投票に来ていただくことが困難になる状況も十分に生じ得ます。

## 1. 選挙の日程（予定）

- 公示日 : 令和3年10月19日（火）
- 在外公館投票の開始日 : 令和3年10月20日（水）
- 日本国内の投票日 : 令和3年10月31日（日）

## 2. 投票できる方

### **在外選挙人証をお持ちの方**

在外選挙人証は申請に基づいて交付されます。

申請手続きについて知りたい方は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

## 3. 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには以下のリンクをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

### **在外公館投票**

投票期日：令和3年10月20日（水）から（予定）

投票終了日は在外公館によって異なりますので、投票する在外公館にご確認ください。

在外公館投票実施公館の投票期間一覧は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3\\_000718.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3_000718.html)

在ベネズエラ大使館の投票期間は、10月20日（水）から10月22日（金）まで（予定）です。

投票時間：投票時間は在外公館によって異なりますので、投票する在外公館にご確認ください。

在外公館投票実施公館の投票時間一覧は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3\\_000718.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3_000718.html)

在ベネズエラ大使館の投票時間は、午前8時30分から午後4時までです。

投票場所：在外公館投票を実施する日本国大使館、総領事館及び領事事務所など

在外公館投票実施公館は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3\\_000718.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3_000718.html)

在ベネズエラ大使館の投票記載場所は次のとおりです。

Embajada del Japón en Venezuela Torre Digitel, Piso 9, Avenida Don Eugenio Mendoza, La Castellana, Municipio Chacao, Estado Miranda

持参すべき書類：（1）在外選挙人証 （2）旅券等の身分証明書

## 郵便等投票

請求手続：登録先の選挙管理委員会に対して、在外選挙人証を必ず同封の上、投票用紙等を請求してください。

請求書は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、以下のリンクからダウンロードしてください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

投票手続：投票用紙が送られてきたら、選挙の公示日の翌日以降に投票用紙に記入し、国内投票日の10月31日（日）（予定）の投票所閉鎖時刻（原則午後8時）までに投票所に届くよう、郵便等の事情をご確認の上、送付してください。

## 日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、在外選挙人証を提示して、下記（1）～（3）のいずれかの方法で投票できます。

【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

（1）期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

（2）不在者投票

登録地以外の市区町村における投票。

【国内投票日当日】

（3）投票所における投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 4. 選挙公報・候補者情報

○公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載される予定です。外務省ホームページにもリンクを設けますので、ご利用ください。

○候補者情報についても、公示後、リンクを設けますのでご利用ください。

## 5. その他

○各選挙人が投票する衆議院の小選挙区は、在外選挙人証の表面に記載されていますが、平成29年7月に区割り改定が行われたことにより、変更が生じている場合もありますので、あらかじめ各選挙人においてご確認願います。

※衆議院小選挙区の区割りの改訂等は、以下の総務省ホームページをご覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/senkyo/shu\\_kuwar\\_i/shu\\_kuwar\\_i\\_3.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwar_i/shu_kuwar_i_3.html)

（了）